

那珂川町立小川中学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義と防止しようとする決意

いじめとは、「同じ学校に在籍していて、当該生徒と一定の人的関係のある生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」（「いじめ防止対策推進法第2条」より）である。このことを踏まえて、全職員でいじめ防止に取り組んでいきたい。

2 いじめ問題に対応するための組織（「学校いじめ対策組織」）

いじめについて、その防止、早期発見・対処及び継続的な事後対応等を的確かつ組織的に行うための中核となる常設の組織を設置する。

（1）構成

次の職員をもって構成する。

委員長 学校長

副委員長 教頭

委員 教務主任 生徒指導主事 各学年主任（特別支援学級主任を含む）

教育相談係 養護教諭 スクールカウンセラー 当該担任（問題発生時）

※ なお、必要に応じて、その他の職員を加えたり、教育委員会に要請し、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家を加えたりすることができる。

（2）役割

ア 本基本方針に基づく取り組みの実施や、具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正。

イ いじめの相談、通報の窓口（外部からの通報は、教頭が担う）。

ウ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有。

エ いじめの疑いに関する情報があった場合には、緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制、対応方針の決定と保護者との連携等を組織的に対応すること。

（3）開催

生徒指導部会の中で小委員会を行い、情報を収集、整理する。なお、緊急あるいは重大な事案が発生したときには、直ちに上記の職員で委員会を開催する。

3 いじめの未然防止について学校が講ずべき基本的施策

いじめの未然防止の基本となるのは、生徒が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、主体的に規則正しい態度で授業や学校行事に参加することができるような集団づくり、学校づくりをおこなっていくことである。そのためにも、小学校と連携した継続的、系統的な取り組みが重要である。

生徒に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、ストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係や学校風土を生徒自らが作り出していくことを期待して、次の施策を重要施策として実施する。

（1）学級経営の充実

ア 帰属意識と規範意識の高い学級を作るための工夫を行う。

（「学業指導の充実に向けて」H24.3 栃木県教育委員会 参照）

イ Q-U 調査の分析と効果的な活用により、集団や個人の状態を適正に把握する。

ウ 構成的グループエンカウンターの効果的な活用によって、人間関係の醸成を図る。

エ 「ほめる」「認める」ことで生徒の自尊感情、自己有用感、自己肯定感を高める。

オ 「学習計画帳」をとおして、生徒との心の交流を図る。

（2）道徳教育と人権教育の充実

ア 道徳の授業を確実に実施する。

イ 生徒の心に響くように道徳の授業を工夫する。

ウ 人権教育の充実を図る。

エ すべての教育活動をとおして、「自分を大切にすること、他人を大切にすること」「自分を生かすこと、他人を生かすこと」の指導を行う。

(3) 学習指導の充実

- ア 授業においては、「ねらい」を明示し、生徒が目的を持って授業に臨めるようにする。
- イ 「分かる」「できる」「楽しい」授業を行う。
- ウ 対話、創作、表現活動等を取り入れた授業を実施しコミュニケーション能力を高める。
- エ 授業の受け方についてのルールを徹底し、学力の向上を目指す。
- オ 学業不振生徒への援助指導を行う。
- カ 家庭学習を習慣化する。
- キ 読書活動をとおして、豊かな情操や他人とのコミュニケーション能力、読解力、思考力、判断力等を育む。

(4) 進路指導の充実

- ア 計画的に「生き方教育」を行う。
- イ 将来を見据えた進路選択ができるような力を育む。
- ウ 進路指導の充実を図り、自己選択ができるような力を育む。
- エ 進路を見失っている生徒への適切な進路指導を行う。

(5) 言語活動の充実

- ア コミュニケーション能力を高めるために言語活動の充実を図る。
- イ 授業において対話的な活動を取り入れる。

(6) 生徒会活動の充実

- 生徒一人一人がいじめの問題について主体的に考え、生徒自身がいじめ防止を訴えるような取り組みを計画する。
- ア 生徒一人一人が主体的に活動できる場を設定する。
- イ いじめの撲滅や命の大切さを呼びかける活動を推進する。
- ウ 生徒会活動をとおした規範意識(あいさつの励行、きまりの遵守等)の醸成を図るとともに、仲間意識を育てる。
- エ 生徒会広報活動を活発化させ、活動の周知を図る。
- オ 各専門委員会活動を充実させ、自治意識の高揚を図る。
- カ ピアカウンセリング(生徒同士で悩みを聞き合う活動)を推進し、生徒間の連帯感を育む。

(7) 部活動の充実

- ア 部員一人一人が主体的で協力して活動できるような集団作りを行う。
- イ 元気なあいさつ、決まりの遵守、時間の厳守等をとおして規範意識の高揚を図る。
- ウ 活動をとおして自尊感情、自己有用感、自己肯定感の効用を図る。

(8) 情報モラル指導の充実

- ア 携帯電話やインターネット等の正しい利用法の指導をとおして、ネット犯罪(いじめを含む)の防止を図る。
- イ 「学習計画帳」や日常会話をとおしてネットトラブルの情報収集を行い、情報を察知した場合は適切な指導を行う。
- ウ 保護者に対しても啓発活動を行い、トラブル回避の協力を得る。

4 早期発見のために学校が講ずべき手立て

いじめは、大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であってもしじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知していこうとすることが大切である。

(1) 日常における取り組み

- ア 日常の観察により早期発見に努める。
- イ 休み時間における巡回指導を充実させ(教師不在の時間帯をなくす)、問題の未然防止と早期発見に努める。
- ウ 定期的なアンケート調査をとおして、生徒の悩み等を察知する。
- エ 「学習計画帳」をとおして情報収集に努める。

(2) 教育相談体制の充実

- ア 定期的な教育相談の実施により情報の把握に努める。
- イ 生徒がいつでも担任に相談できるような学級づくりに努める。
- ウ 生徒が担任以外の教職員にも相談しやすい雰囲気づくりに努める。
- エ スクールカウンセラーを効果的に活用する。

(3) 生徒指導体制の確立

- ア 生徒指導連絡会（毎週木曜日）の充実を図り、早期発見、早期対応に努める。
- イ 全職員による見回りの充実を図り、問題行動の未然防止、早期発見に努める。

(4) 保護者や地域との連携

- ア 保護者と連携して基本的生活習慣を確立する。
- イ 家庭訪問や三者面談等をとおして、保護者との信頼関係を構築し、保護者が気軽に相談できる雰囲気づくりに努める。
- ウ PTA 各専門部との連携を密にし、情報収集に努める。
- エ 地域との連携を密にし、情報収集に努める。
- オ 校外の巡回指導を実施し、問題行動の抑止に努める。
- カ 那珂川町子ども課や那珂川警察署等の外部機関との連携を図る。

5 いじめが起こってしまったときに学校が講ずべき手立て

学校いじめ対策組織を中心に、状況に応じて、下記の（１）から（５）の手立てを速やかに行う。

(1) 徹底調査

ア 聴き取り調査

- (ア) 公正で公平で丁寧な聴き取りを実施する（先入観を持たない）。
- (イ) 客観的な事実確認を実施する（複数の証言を得るなど）。
- (ウ) チームで対応する

聴き取り調査の主な内容

○いつ（いつから） ○どこで ○誰が ○どのような行為 ○程度や頻度 ○理由 等

イ アンケート調査

被害生徒と加害生徒の双方の訴えが一致しない、目撃した生徒の存在が確認できないなどの場合は、アンケート調査を実施する。

(2) 被害生徒及び保護者への支援

ア 被害生徒に対する支援

- (ア) 心のケアを図る
 - 「全力で守る」という学校の意思を伝え、安全確保に努める。
 - スクールカウンセラー等を活用するなど、随時、面談を実施する。
- (イ) 共に考える
 - 被害生徒の意向を確認しながら、解決に向けた方法を共に考える。
 - 「学校いじめ対策組織」で決定した支援策等を提案し、意向を確認しながら対応する。
- (ウ) 温かい人間関係をつくる
 - 積極的に声をかけ、いつでも相談できる雰囲気づくりをする。
 - 居心地のよい集団づくりに努める。

イ 被害生徒の保護者に対する支援

- (ア) 共に考える
 - 被害生徒を中心に据え、今後の対応を一緒に考える。
 - 支援状況等について逐次報告する。
- (イ) 「全力で守る」という決意を伝える
 - 「学校いじめ対策組織」で決定した指導・支援策等について伝える。
 - 指導・支援策等に対する保護者の意向を確認する。
 - 状況に応じて指導・支援策等を変更する場合があることについて説明する。
- (ウ) 家庭での協力を依頼する
 - 家庭内での対話や見守り等を依頼する。
 - 必要に応じて、家庭での様子等について連絡するように依頼する。

(3) 加害生徒に対する指導及び保護者に対する助言

ア 加害生徒への指導

- (ア) いじめの事実を確認する
 - 聴き取りを行い、いじめの事実と経過等を確認する。
(生徒の個人情報の取り扱いに十分注意する。)
- (イ) 被害生徒の苦しみや心の痛みに気付かせる
 - いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させる。
 - 被害生徒の苦悩を理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- (ウ) いじめの背景や要因の理解に努める
 - いじめの背景にある、ストレス等の課題を把握し、課題の解決に努める。
 - 加害生徒の健全な人格の発達に配慮して指導する。
- (エ) 今後の過ごし方を考えさせる
 - 再びいじめを行うことがないように、思いやりの心や規範意識の醸成、人間関係の改善に向けて継続的に指導する。

イ 保護者への助言

- (ア) いじめの事実等について説明する
 - 聴き取り調査等から把握した客観的な事実や経過等を丁寧に説明する。
 - 指導・支援策等、学校としての対応方針を丁寧に説明し、理解を求める。
- (イ) いじめの背景や要因について一緒に考える
 - 加害生徒が抱えている課題等を一緒に理解することに努める。
 - 保護者の心情に十分配慮しながら、解決に向けた方法等を一緒に考える。
- (ウ) 家庭での協力を依頼する
 - 被害生徒との関係調整等に向け、学校の指導への理解と協力を依頼する。
 - 再びいじめを行うことがないように、家庭での対話や見守りについて協力を依頼する。

(4) 傍観者に対する指導

- (ア) 自分の問題として捉えさせる
 - いじめの問題について話し合わせ、自分たちの問題であることを理解させる。
 - 話し合い等を通じて、被害生徒及び加害生徒の双方の気持ちを考えさせる。
 - いじめを見たときには、誰かに知らせることを伝える。
- (イ) 傍観者の状況に応じた指導を行う
 - いじめを正当化する生徒に対しては、いじめは決して許されない行為であることや被害生徒の苦悩を理解できるよう、粘り強く指導する。
 - いじめの仲裁や教職員等に訴えることができなかった生徒に対しては、被害生徒の苦悩を理解させ、教職員等への相談、アンケートによる通報等、自分にできることを考えさせる。
 - いじめの問題に無関心な生徒に対しては、被害生徒の苦悩を理解させ、自分たちの問題として考えさせる。
- (ウ) 集団の中での望ましい人間関係づくりに努める
 - 互いに認め合い、尊重し合える雰囲気醸成する。
 - 勇気や正義感、思いやりの心を育成する。
 - 自主的にいじめの問題について考える機会を設定する。

(5) 外部機関との連携した対応

いじめの内容が著しく人権を侵害した行為だったり、生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたりする場合には、警察等の外部機関と連携した対応を行う。

文部科学省が警察へ相談・通報すべきいじめ事案としているもの

- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられる
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 冷やかしたり、からかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷される

6 配慮を必要とする生徒への対応

(1) 外国へのルーツのある生徒

言語や文化の差異から、学校での学びにおいて困難を抱える場合がおおいことを留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、外国人生徒に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守りながら、必要な支援を行う。

(2) 家庭環境に特別な事情がある生徒

家庭環境に特別な事情（虐待や貧困等）がある生徒の対応としては、不安や葛藤、劣等感、欲求不満等が潜んでおり、そのことがきっかけでいじめの加害者にも被害者にもなり得る。日常の生徒の変化を観察するとともに、必要に応じて関係機関と連携しながら対応する。

(3) LGBT 等の特性のある生徒

LGBT の理解と対応としては、学校生活を送る上で特有の支援が必要な場合があることから、性的指向・性自認に関する人権教育の推進や個別の事案に応じ、SC 等を活用しながら、生徒の心情等に配慮した対応を行う。

(4) 被災を経験した生徒

東日本大震災等により被災した生徒または原子力発電事故により避難している生徒への理解と対応としては、被災生徒が受けた心身の多大なる影響や新たな環境への不安感等を教職員が十分に理解し、被災生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、いじめの未然防止・早期発見を行う。

(5) 感染症に関する人権への配慮

感染症等の感染者や濃厚接触者、保護者が感染症対策や治療にあたっている医療従事者等に関係する生徒に対して、偏見やいじめが起こらないよう、学校全体で注意深く見守り、いじめの未然防止に努める。また、不安やストレスを抱えている生徒がいる場合は、積極的に SC 等を活用し、必要に応じて関係機関と連携しながら対応を行う。

7 問題発生時の連絡体制とその原則

(1) 問題発生時の連絡体制

【通常の場合】

担任 → 学年主任 → 生徒指導主事 → 教頭 → 校長 → 町教委

【緊急の場合】

いじめを発見した職員 → 教頭 → 校長 → 町教委



生徒指導主事、学年主任、担任

(2) 指導体制

ア 学校いじめ対策組織と当該学年とは協調して対処する

イ 指導は、担任及び当該学年が中心であるが、次の点に留意する

(ア) 指導方針と役割分担を明確にする

(イ) 組織で対応する

(ウ) 場合に応じて他学年の協力を得る

8 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条には、重大事態について次の2つについて定められている。

ア いじめにより児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

○生徒が自殺を企図した場合

- 心身に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- いじめにより転学等を余儀なくされた場合
- イ いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- 不登校重大事態における「相当の期間」の欠席については、不登校の定義に基づき年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合や転校した場合には、目安にかかわらず、迅速に調査に着手する。
- 被害生徒や保護者から申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。
- 重大事態は、「疑い」が生じた段階で調査を開始する。

(2) 重大事態への対応

重大事態が発生した場合は、平成29年3月に文部科学省が示した、重大事態の調査に関するガイドラインに則って対応する。

ア 被害生徒・保護者に対する調査方針の説明

- 調査実施前に、以下の7点について説明する
 - 調査の目的・目標
 - 調査主体（基本的に学校いじめ対策組織が主体となる）
 - 調査時期・期間（スケジュール、定期報告）
 - 調査事項（いじめの事実関係、学校の対応等）
 - 調査対象（聴き取り等をする生徒及び教職員の範囲）
 - 調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法、手順）
 - 調査結果の提供

イ 調査の実施

- 以下のように調査を進める
 - ①情報の整理
 - ②アンケート調査
 - ③聴き取り調査
 - ④情報の整理
 - ⑤再発防止策の検討
 - ⑥報告書のとりまとめ

被害生徒やいじめに関する情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とする

ウ 調査実施に当たっての留意事項

- 調査対象者、保護者等に対する説明
アンケートについては、学校によるいじめの重大事態の調査のために行うものであること、及び結果を被害生徒・保護者に提供する場合があることを、予め調査対象者である他の生徒及びその保護者に説明した上で行う。
- 生徒に対する調査
アンケート調査等により、いじめの事実関係を把握する際、被害生徒やいじめに係る情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とし、調査を実施する。
- 記録の保存
調査で把握した情報の記録は那珂川町の文書管理規則等に基づき適切に保存する。
- 被害生徒・保護者に対して、調査の進捗等の経過報告を行う

エ 調査結果の説明・報告・公表

- 調査に係る情報提供や調査結果の説明等を行う
 - 被害生徒及び保護者に対する調査に係る情報提供及び調査結果の説明
 - 那珂川町長及び那珂川町教育委員会に対する調査結果の報告
 - 調査結果の公表

調査結果を公表するか否かについては、事案の内容や重大性、被害生徒及び保護者の意向、公表した場合の他の生徒へお影響等を総合的に勘案し、適切に判断する。

調査結果を公表する場合、関係者のプライバシーに十分配慮し、那珂川町の情報公開条例に則って行う。

加害生徒及び保護者に対して、調査に係る情報提供を実施する場合は、予め被害生徒及び保護者に確認する。

